

Ⅲ-1 標準予防策の概論・項目

1 標準予防策（スタンダードプリコーション）とは

- (1) 標準予防策とは「全ての湿性生体物質は、何らかの感染性を持っている可能性がある」という概念を前提にした感染対策である。
- (2) 感染の有無に関わらず、病院でケアを受けているすべての患者に適用される。

2 湿性生体物質とは

- (1) 血液
- (2) 汗を除く体液、分泌物、排泄物
- (3) 粘膜
- (4) 損傷した皮膚

3 標準予防策の効果

- (1) 医療従事者の手を介した患者間の交差感染を予防する。
- (2) 患者が保菌している可能性のある病原体から医療従事者を守る。
- (3) 針刺し事象等の血液・体液への曝露を減少する。

4 標準予防策の項目

- (1) 手指衛生
- (2) 防護用具の使用
- (3) 呼吸器衛生/咳エチケット
- (4) 鋭利器具の取り扱い
- (5) 患者に使用した医療器具の取り扱い
- (6) 患者配置
- (7) 環境対策
- (8) リネンの適切な取り扱い
- (9) 安全な注射手技
- (10) 腰椎穿刺時の感染防止手技